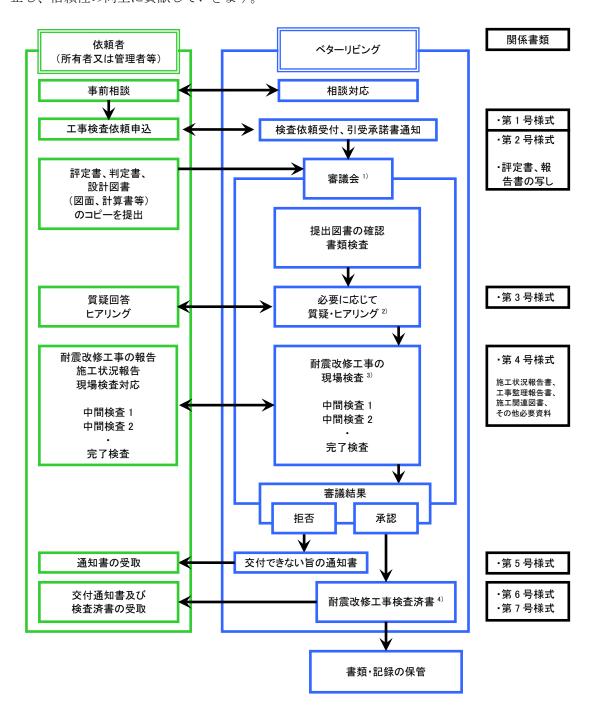
耐震改修工事検査業務のご案内

一般財団法人ベターリビング(以下、財団)が規定した耐震改修工事検査業務規程に基づき、 既存建築物の耐震改修工事が設計図書通り施工されていることを第三者の立場から工事検査を 行い、耐震改修工事検査済書を発行いたします。

既存建築物の耐震改修設計については、耐震判定機関において評定等により耐震改修促進法に基づく耐震診断の指針又は建築基準法に基づく耐震基準に適合していることの判定を受けることができますが、その耐震改修工事が設計図書通りに適正に施工されることが重要です。

当財団独自に定めた規程により、耐震改修設計・施工に対するダブルチェックの機能を有し、 さらに第三者機関として耐震改修工事検査を行うことで、手抜き工事や施工不良などを未然に防 止し、信頼性の向上に貢献していきます。



- 注 1) 当財団内に設ける審議会により、検査者からの工事検査結果について慎重な審議及び確認 を行います。複数の目によるチェック機能を有します。
- 注 2) 耐震改修設計の内容や設計図書などに関し、必要に応じて質疑・ヒアリングを行います。
- 注3) 耐震改修工事検査済書の交付は、耐震改修工事報告書の確認および当財団による耐震改修 工事の現場検査(2回以上)により、適切な工事が実施されたことを確認できた場合に行 うことできます。

現場検査は中間検査と完了検査の合計2回を原則とし、建物規模・補強工事量・補強工法などによって中間検査を複数回行う場合があります。

注 4) 耐震改修工事検査済書は、依頼者より提出された設計図書通り耐震改修工事が施工された ことを第三者の立場から証明するものです。

耐震改修工事検査料金表 (消費稅別)

| 受付後の書類検査 | 100,000 円 |
|---------------------------------------|-----------------|
| 中間検査 | 1 回当たり 40,000 円 |
| 完了検査 | 200,000 円 |
| ・免震、制震工法など特殊な補強 ・補強量が極端に多い場合 など | 別途見積もり |

注) ①:中間検査は、耐震改修工事の内容によって複数回行う場合があります。

様式

第1号様式 耐震改修工事検査依頼書

第2号様式 耐震改修工事検査引受承諾書

第3号様式 耐震改修工事に関する質疑書

第 4 号様式 耐震改修工事報告書

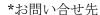
第5号様式 交付できない旨の通知書

第6号様式 交付決定通知書

第7号様式 耐震改修工事検査済書

第8号様式 耐震改修工事検査申請取下届





ー般財団法人ベターリビング つくば建築試験研究センター Tel: 029(864)1745 Fax: 029(864)2919 E-mail: info-tbtl@tbtl.org

